

令和3年度 札幌市保育人材イメージアップ事業企画業務 企画提案説明書

1 業務名

令和3年度 札幌市保育人材イメージアップ事業企画業務

2 業務概要

保育職のイメージアップを図り保育職を目指す次世代の人材を増やしていくことを目的とし進路や職業選択について考え始める中高生やその保護者、中高生の進路選択を支援する学校関係者を対象に、保育人材のイメージを向上させる施策の企画・運営を行う。

3 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

4 業務委託期間

契約締結日 ~~（令和3年6月1日予定）~~ から令和4年3月31日まで

5 契約限度額

9,625千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 企画提案を求める事項

(1) 基本的認識に関すること

札幌市における待機児童対策・保育人材確保に関する取組や、保育士職の現状・課題等に関して基本的な認識を示すこと。

(2) 業務遂行能力に関すること

業務の計画性や執行体制、同様の業務実績、引継ぎ等を具体的に示すこと。

(3) 高校生保育職場体験事業に関すること

参加者の募集や保育施設への受入調整等に関する確実性や具体性を示すこと。

(4) 令和3年度追加事業に関すること

業務目的の達成に向け、効果・具体性・独自性及び次年度以降への継続性について、具体的に示すこと。

(5) 既存事業の継続実施に関すること

業務目的の達成に向け、令和元年度で作成したキャッチコピーや札幌市の保育人材確保策の認知度向上のための仕組み、市場調査の方法等について具体的に示すこと。

7 参加資格要件

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がある者。

(3) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年以上経過しない者でないこと。

(4) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ以下のアからウの要件を満たした者であること。
- ア 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- イ 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- ウ 札幌市競争入札参加資格審査等措置要領に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

8 スケジュール

	日程（いずれも令和3年）	内容
1	4月19日（月）	告示・ホームページ公開
2	4月19日（月）～23日（金）	事業実施に関する質問の受付及び回答
3	4月30日（金）	参加意向申出書提出期限
4	5月12日（水）	企画提案書提出期限
5	5月17日（月）	第2回実施委員会 ※提案者が6者以上の場合のみ ・企画提案書の書類審査
6	5月21日（金） <u>6月4日（金）</u>	第3回実施委員会 ・企画提案者へのヒアリング及び提案評価
7	5月24日（月）以降 <u>6月7日（月）以降</u>	業者選定及び通知
8	6月1日（火）予定 <u>6月7日（月）以降</u>	契約締結

※日程等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合がある。

9 質問及び回答

(1) 提出方法

様式2により下記「20 提出・問合せ先」あて電子メールで問い合わせること。電話や窓口での質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和3年4月23日（金）17時00分

(3) 回答

令和3年4月26日（月）以降、ホームページで公開する。回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。なお、受付期限内に到着しなかった質問書については回答しない。

10 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加意向申出書（様式1）1部

(2) 提出期限

令和3年4月30日（金）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「20 提出・問合せ先」あて郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

※ 参加意向申出書の提出以降に参加を辞退する場合は、下記「20 提出・問合せ先」あて連絡すること。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	必要部数
ア	企画提案提出書（様式3）	1部
イ	競争入札参加資格認定通知書（写し）	1部
ウ	企画提案書 ・ A4判片面（書式及び枚数は自由）とする。 ・ 正本1部、副本7部	8部
エ	業務費用内訳書 ・ A4判片面（書式及び枚数は自由）とする。	8部
オ	上記ウ及びエのPDFデータ（DVD等）	1部

(2) 提出期限

令和3年5月12日（水）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「20 提出・問合せ先」あて郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(4) 留意事項

ア 提出書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった書類等は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示を付さないこと。

12 選定方法

令和3年度札幌市保育人材イメージアップ事業企画業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により、総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格

「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。

(2) 書類審査

ア 企画提案者が6者以上となった場合は、提出された企画提案書に基づき実施委員会による書類審査のうえプレゼンテーション候補者を5者まで絞る。

イ 書類審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(3) 実施委員会によるヒアリング

下記の通り、企画提案者によるプレゼンテーションに対するヒアリングを行い、契約候補者1者を選定する。

ア 出席者は3名以内とする。

イ 持ち時間は35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。なお、当日の割当時間帯等の詳細に関しては、事前に札幌市より企画提案者に連絡する。

(4) その他

ア 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

イ 実施委員会による採点が同点となった場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ウ 選定した事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

13 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき委託者と契約候補者による協議にて決定するため、企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しない場合がある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた提案者と交渉する場合がある。

14 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当した場合は、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

15 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者

イ 審査の公平性を害する行為をおこなった者

ウ その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

16 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

17 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

18 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

19 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

20 提出・問合せ先

担 当 札幌市子ども未来局保育推進課 保育企画係（岡田）

住 所 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

受付時間 9時00分から17時00分（土日・祝日を除く）

TEL : 011-211-2346 / FAX : 011-231-6221 / E-mail : hoiku-suishin@city.sapporo.jp

評価項目及び評価基準表

別添

評価基準点は、「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。なお、参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

評価項目		評価内容	係数	評価点
基本的 認識	趣旨の理解	本業務の目的等について十分理解し、その実現にあたり、有効な全体構成がなされているか。	1	10
	背景の理解	札幌市における待機児童や保育士職の現状、課題等について理解し、企画内容はそれらに対する札幌市の取組内容を踏まえたものとなっているか。	1	
業務遂行能力	計画性	新型コロナウイルス感染症の予防策も含め、本業務が円滑に実施できる内容になっているか。また、新型コロナウイルス感染症の流行状況によって実施が難しくなる内容が含められている場合は、その代替案は適切なものが用意されているか。	1	20
	執行体制	業務の遂行にあたり必要となる専門性を有した、適切な体制がとられているか。	1	
	業務実績	過去に同様の業務や事業に取り組んだ経験があり、十分な業務実績があるか。	1	
	引継ぎ	受託期間終了時、次の受託者に対する引継ぎについて示されているか。	1	
高校生保育職場体験事業	確実性	参加者の募集や保育施設への受入調整、参加者向けの事前ガイダンス等を確実に実行できる内容となっているか。	2	20
	具体性	具体的かつ実効性の高い内容となっているか。	2	
令和3年度 追加事業	効果	本業務の趣旨に合致し、かつ大きな効果を見込めるものとなっているか。	2	30
	具体性	内容に的確性、具体性があるか。	2	
	独自性	内容に独自性があるか。	2	
既存事業の 継続実施	キャッチコピー等	令和元年度に作成したキャッチコピー・シンボルマーク、イメージキャラクター及び専用ホームページについて、より認知度が高まるような仕組みが示されているか。	2	20
	市場調査	市場調査について、令和2年度と同等以上の回答を集めることのできる仕組みが示されているか。	2	
			合計	100